

**平成 28 年度  
相模原市空家等対策計画  
施策取組状況報告書**

**相 模 原 市**

## 【目 次】

第 1 章 相模原市空家等対策計画の概要	1
1 位置付け及び計画期間	1
2 対象とする空家等及び地域	1
3 基本的な方針	1
4 基本施策及び具体的施策	2
第 2 章 具体的施策の取組状況	3
1 空家等に関する対応件数（平成 29 年 3 月末現在）	3
2 平成 28 年度具体的政策の取組状況	3
（ 1 ）取組に対する評価基準及び評価	3
（ 2 ）評価結果	3
（ 3 ）具体的施策の取組概要	4
（ 4 ）具体的施策の取組状況一覧	7
参考資料	
・「平成 28 年度 市政に関する世論調査」抜粋	10
・「相模原市空家等対策計画」抜粋	17

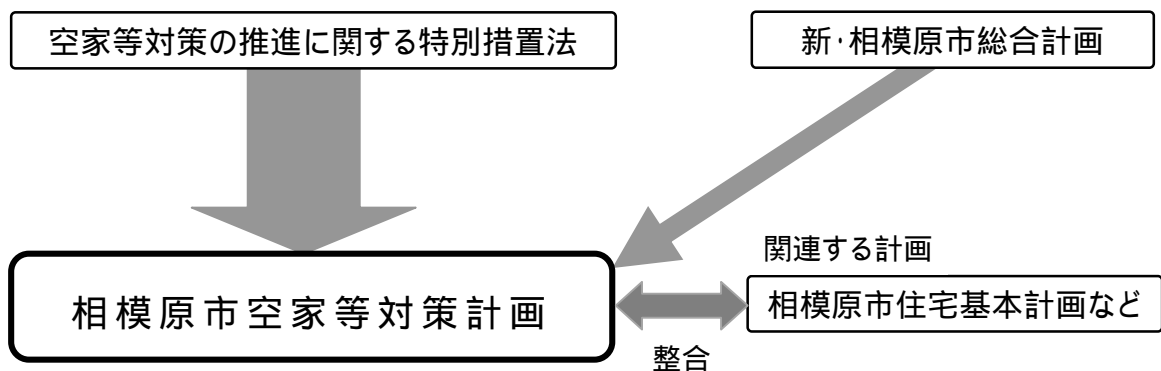
相模原市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第6条の規定に基づき策定したものです。

本報告書は、相模原市空家等対策計画第5章「計画の効果的な推進」に基づき、平成28年度の具体的施策の取組状況について点検を行い、相模原市空家等対策協議会において報告し、施策の有効性や効率性などの検証及び評価を行い、施策に反映させるため作成するものです。

## 第1章 相模原市空家等対策計画の概要

### 1 位置付け及び計画期間

相模原市空家等対策計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画として、空家等対策の推進に向けた具体的な取組を明らかにするもので、関連する計画期間と整合性を図るため、平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間とします。



### 2 対象とする空家等及び地域

相模原市空家等対策計画は、空家法第2条に規定する空家等及び特定空家等を対象とし、市内全域を対象区域とします。

### 3 基本的な方針

空家等は第一義的には所有者等が管理すべきものですが、所有者等が空家等の管理責任を全うしない場合においては、市は、当該空家等の状態や周辺への悪影響の程度などを勘案し、私有財産である空家等に対して、どこまで関与すべきか判断した上で、適切な対応を図ります。

一方、地域の活性化などを図る観点で、空家等の有効活用に向けた取組、空家等の流通促進に向けた支援などについて検討を行います。

また、空家等についての相談体制の整備を図るとともに、空家等対策の取組について周知啓発を行い、空家等の増加抑制及び特定空家等の発生予防に取り組みます。

#### 4 基本施策及び具体的施策

基本的な方針に基づき、空家等対策の推進に向け、施策の柱となる ~ の 3つの基本施策を定め、具体的施策に取り組みます。

基本 施策	具体的施策	施策の内容
空家等の適切な管理の促進		
	1 空家等の実態把握	(1) 実態調査の実施 (2) 市民意識調査の実施 (3) 通報や相談の窓口体制の拡充 (4) 現地調査及び空家等に関する情報 収集 (5) 情報のデータベース化
	2 相談体制の充実	(1) 相談窓口の整備 (2) 相談窓口の周知
	3 増加抑制の周知啓発	(1) 相談会や講演会などでの連携 (2) 啓発チラシやパンフレットなどの 作成と配布 (3) 地域における啓発活動 (4) 高齢者世帯への啓発など
空家等の利活用促進		
	1 利活用に関する情報 提供	(1) 空家等の有効活用情報の提供
	2 中古住宅としての流 通及び活用促進	(1) 中古住宅の有効活用促進策の検討 (2) 民間事業者による中古住宅の流通 促進のための支援
	3 地域の活性化や公益 的な活用	(1) 空家等の活用による地域活性化 (2) 空家等の公益的な活用
空家等に対する措置など		
	1 空家法の適切な運用	(1) 空家等に関する情報提供 (2) 空家法の規定による措置
	2 関係法令の運用	(1) 関係法令による適切な管理指導な ど (2) 不在者・相続財産管理人選任の申 立て
	3 専門家団体などとの 連携	(1) 所有者等への支援に向けた専門家 団体などとの連携

## 第2章 具体的施策の取組状況

### 1 空家等に関する対応件数（平成29年3月末現在）

本市に寄せられた空家等の通報及び相談への対応件数は、平成24年6月から平成29年3月末までに190件となり、このうち74件が解体や草木の伐採などにより主訴解決に至っています。

また、各区における対応件数の内訳は次のとおりです。

	対応件数（台帳件数）	主訴解決	対応中
市全域	190件	74件	116件
緑区	52件	16件	36件
中央区	62件	24件	38件
南区	76件	34件	42件

対応中の116件には、相隣問題や軽微な影響である案件も含まれます。

### 2 平成28年度具体的施策の取組状況

#### （1）取組に対する評価基準及び評価

相模原市空家等対策計画の実効性を確保するため、具体的施策の取組状況について点検を行い、相模原市空家等対策協議会において報告し、施策の有効性や効率性などの検証及び評価を行い、その結果を施策に反映します。

平成28年度における施策ごとの取組の進捗状況について、所管課において自己評価を行い、空家等対策調整会議において協議した上で、相模原市空家等対策協議会において評価を行いました。

各取組における評価基準は次のとおりです。

評価	説明	取組数
A	予定通り実施した。	9
B	概ね予定通り実施したが、検討が必要である。	7
C	検討予定である。	6
—	非該当のため評価対象外である。	1

#### （2）評価結果

全23の取組のうち、予定通り実施（A）及び実施したが検討が必要な取組（B）が計16項目（70%）でした。また、今後検討予定の取組（C）が6項目（26%）であり、残り1つの取組については非該当のため評価の対象外でした。

### (3) 具体的施策の取組概要

#### 基本施策 空家等の適切な管理の促進

##### 【主な取組】

##### 1 空家等の実態把握

市内在住の20歳以上の個人を対象に市政に関する世論調査（参考資料）を実施し、空家情報紙の作成にあたり参考としました。

（主な調査結果）

- ・回答者自身や親族が空家を所有している割合は約1割である。
- ・空家所有者の2割超は「遠方に居住、高齢等の理由で自身での管理が難しい」、2割近くは「修繕や管理の経費負担が大きい」、1割半ばが「売却や賃貸先が決まっていない」という理由で不安を感じている。

新たに通報等があった38件の空家等の現地調査を実施し、適宜近隣への聞き取りを行いました。併せて、対応中の空家等に対しても、現地調査を行うなどの対応を行いました。

空家等の所在地、現況、所有者等の氏名や住所など、把握した情報のほか、所有者等への対応記録について、データベース化を行い、必要に応じて、その情報を関係課で共有しました。

##### 2 相談体制の充実

各専門家団体が設置する相談窓口情報を掲載した空家情報紙を300部作成し、各高齢者相談課へ配布するなど周知を行いました。

##### 【評価】

世論調査及び現地調査を行うことで、空家等の実態を把握し、空家情報紙などを活用し相談窓口及び管理方法の周知啓発を行い、市民の理解促進を図ることで空家等の増加抑制に努めることができました。

##### 【課題】

空家等の増加抑制のため、適切な管理方法や市の空家等対策について、市民へのさらなる周知・啓発を実施する必要があります。また、専門家団体との連携による効果的な相談体制について、検討する必要があります。

## **基本施策 空家等の利活用促進**

### **【主な取組】**

#### **1 利活用に関する情報提供**

相模原市緑区地域既存住宅リフォーム・改築推進協議会と連携し、中古住宅等に関する情報を緑区特設サイト「すもうよ緑区」に掲載しました。平成29年度からの、協働事業提案制度事業による専門家団体との利活用マニュアルの作成について検討しました。

### **【評価】**

中古住宅等の流通促進に向け情報提供を行うとともに、新たに利活用マニュアルの作成に向けた検討を行うことができました。

### **【課題】**

空家等の利活用に向け、引き続き情報提供に努めるとともに、空家等の有効活用のための仕組みづくりに取り組む必要があります。また、空家等及びその跡地を集会施設や広場などとして、地域の活性化、高齢者支援や子育て支援などの公益的な活用に向けた検討を行う必要があります。

## 基本施策 空家等に対する措置など

### 【主な取組】

#### 1 空家法の適切な運用

空家等対策協議会の意見を踏まえ、地域住民に影響を及ぼしている特定空家等についての判断基準を策定しました。

特定空家等に対する認定及び措置実施に向け、空家法に基づく立入調査を8件実施しました。

#### 2 関係法令の運用

案件に応じて、適当な関係部署による対応がなされるよう事案の橋渡しを行いました。

### 【評価】

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある空家等に対し、関係部署との連携による対応を行うとともに、特定空家等に対する措置の実施に向けた取組を進めることができました。

### 【課題】

空家等の適切な管理のための必要な支援を行うため、専門家団体などとの連携に関する方策について検討する必要があります。また、空家法に基づく措置については、個人の財産に影響を及ぼすものであるため、その手続きにあたっては、明確な基準を設けるなど慎重な対応が求められています。



(4) 具体的施策の取組状況一覧

基本施策 空家等の適切な管理の促進

具体的施策	施策の内容	主な取組、実績	評価	今後の取組予定	平成28年度所管	平成29年度所管
1 空家等の実態把握	(1) 実態調査の実施	市内22地区から選出の1自治会を対象にモデル的に実施した。 (報告件数全184件のうち12件調査済)	B	残り172件について平成29年度中に調査する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課
	(2) 市民意識調査の実施	市内在住の20歳以上の個人を対象に市政に関する世論調査(参考資料)を実施し、空家情報紙の作成にあたり参考とした。	A	—	交通・地域安全課	交通・地域安全課
		各区役所による所有者等への意向調査実施に向け検討した。	B	平成29年度から所有者等への通知に併せ、各区役所で意向調査を実施する。		各区役所地域振興課
	(3) 通報や相談の窓口体制の拡充	各区役所に窓口を設置することについて検討した。	B	交通・地域安全課のほか、平成29年度から各区役所にも窓口を設置する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課 各区役所地域振興課
	(4) 現地調査及び空家等に関する情報収集	通報があった空家等の現地調査を実施し、適宜近隣への聞き取りを実施した。(現地調査:38件) 各区役所による実施に向けた検討、調整を行った。	A	平成29年度から各区役所で現地調査等を実施する。	交通・地域安全課	各区役所地域振興課
(5) 情報のデータベース化	空家等の情報のほか、対応記録等をデータベース化された情報について適宜関係部署と共有した。 (データベース登載の空家等の数:190件) 各区役所との情報の共有方法について検討した。	A	平成29年度から各区役所も対応記録等のデータベース化を行い、共有する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課 各区役所地域振興課	
2 相談体制の充実	(1) 相談窓口の整備	各専門家団体で設置する空家に関する相談窓口の情報を整理、専門家団体との連携について検討した。	B	専門家団体との連携による効果的な相談体制を検討する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課
	(2) 相談窓口の周知	各専門家団体で設置する空家に関する相談窓口の情報を空家情報紙へ掲載し、周知した。 (300部作成し、空家等所有者、各高齢者相談課へ配布。) 市ホームページへ各区役所の相談窓口を掲載することについて検討した。	A	平成29年度も空家情報紙を引き続き作成し、関係機関への配布や、各区役所で行う所有者等への通知に同封する。 平成29年度に市ホームページ及び空家情報紙へ各区役所の相談窓口を掲載する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課 ○高齢者関係部署 各区役所地域振興課
3 増加抑制の周知啓発	(1) 相談会や講演会などでの連携	今後検討。	C	専門家団体との連携による効果的な相談体制を検討する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課
	(2) 啓発チラシやパンフレットなどの作成と配布	各専門家団体で設置する空家に関する相談窓口の情報を空家情報紙へ掲載し、周知した。 (300部作成し、空家等所有者、各高齢者相談課へ配布。) 【再掲】	A	平成29年度も空家情報紙を引き続き作成し、関係機関への配布や、各区役所で行う所有者等への通知に同封する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課 ○高齢者関係部署 各区役所地域振興課
	(3) 地域における啓発活動	空家等対策に係るまちかど講座を開設した。 (申し込み:0件)	B	平成29年度もまちかど講座を引き続き開設する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課
	(4) 高齢者世帯への啓発など	各専門家団体で設置する空家に関する相談窓口の情報を空家情報紙へ掲載し、周知した。 (300部作成し、空家等所有者、各高齢者相談課へ配布。) 【再掲】	A	平成29年度も空家情報紙を引き続き作成し、関係機関への配布や、各区役所で行う所有者等への通知に同封する。	交通・地域安全課 ○高齢者関係部署	交通・地域安全課 ○高齢者関係部署 各区役所地域振興課

基本施策 空家等の利活用促進

具体的施策	施策の内容	主な取組、実績	評価	今後の取組予定	平成28年度所管	平成29年度所管
1 情報提供に活用	(1) 空家等の有効活用情報の提供	平成29年度からの、協働事業提案制度による専門家団体との利活用マニュアルの作成について検討した。	B	利活用マニュアルを作成する。	建築・住まい政策課	建築・住まい政策課
2 中古住宅の流通及び活用促進	(1) 中古住宅の有効活用促進策の検討	今後検討。	C	協働事業提案制度による利活用パンフレットの作成を検討する。	建築・住まい政策課	建築・住まい政策課
	(2) 民間事業者による中古住宅の流通促進のための支援	相模原市緑区地域既存住宅リフォーム・改築推進協議会と連携し、中古住宅等に関する情報を緑区特設サイト「すもうよ緑区」に掲載した。	A	平成29年度もホームページの掲載を継続実施する。	緑区役所区政策課	緑区役所区政策課
		今後検討。	C	全国版空き家・空き地バンクへの参画に向け制度整備を行う。	建築・住まい政策課	建築・住まい政策課
3 地域的な活用や	(1) 空家等の活用による地域活性化	今後検討。	C	平成30年度以降、空家等及びその跡地を集会所施設や広場などとして有効活用を図る地域の取組に対する支援について検討する。	交通・地域安全課	○建築・住まい政策課 交通・地域安全課
	(2) 空家等の公益的な活用	今後検討。	C	平成30年度以降、民間事業者などが子育て支援、高齢者支援、障害者支援等を行う福祉活動施設として活用したり、住み替え用の住宅として活用するなどの取組に対する支援について検討する。	交通・地域安全課	○建築・住まい政策課 交通・地域安全課

基本施策 空家等に対する措置など

具体的施策	施策の内容	主な取組、実績	評価	今後の取組予定	平成28年度所管	平成29年度所管
1 適切な運用 空家法の運用	(1) 空家等に関する情報提供	空家等の現地調査を行い、所有者等に対し文書による情報提供を実施するとともに、以後継続して架電し適切な管理を促した。(32件)	A	平成29年度から各区役所で現地調査及び情報提供等を実施する。	交通・地域安全課	各区役所地域振興課
	(2) 空家法の規定による措置	空家等対策協議会を4回開催した。特定空家等の判断基準の策定、立入調査を8件実施した。	B	・特定空家等(判定)調査票を策定する。 ・関係基準の策定について検討する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課
2 関係法令の運用	(1) 関係法令による適切な管理指導など	案件に応じ、適当な関係部署(土木事務所等)による対応がなされるよう事案の橋渡しを行った。	A	平成29年度から各区役所で事案の橋渡しを行う。	【空家等対策の総合調整に関すること】 交通・地域安全課 【建築物に関すること(損傷、腐食その他の劣化)】 建築審査課 【雑草の繁茂に関すること】 環境保全課 津久井地域環境課 【ごみに関すること(敷地内のごみの散乱や堆積)】 資源循環推進課 【道路側への樹木の繁茂に関すること(通行の支障など)】 各土木事務所 【火災の予防に関すること(火災の危険性)】 各消防署警備課 【法律や不動産などに関すること(法律・不動産相談など)】 各区役所市民相談など 【空家等に関すること】 各区役所地域振興課(平成29年度から)	
	(2) 不在者・相続財産管理人選任の申立て	—(対象となる案件がなかった。)	—	—	交通・地域安全課	交通・地域安全課
3 専門家団体 との連携	(1) 所有者等への支援に向けた専門家団体などとの連携	今後検討。	C	所有者等からの依頼に基づく空家等の適正な管理のための必要な支援を行うことができる専門家団体などとの連携に関する方策について、検討を実施する。	交通・地域安全課	交通・地域安全課

## 參考資料

## 調査の概要

### 1. 調査の目的

市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によつて的確に把握し、市政運営の有効な手段とする。

### 2. 調査の設計

- ( 1 ) 調査地域 相模原市全域
- ( 2 ) 調査対象 相模原市在住の 20 歳以上の男女個人
- ( 3 ) 標 本 数 3,000 人
- ( 4 ) 抽出方法 住民基本台帳からの等間隔系統抽出
- ( 5 ) 調査方法 郵送調査法（郵送に準じた配付 - 郵送回収、はがきによる督促 1 回）
- ( 6 ) 調査期間 平成 28 年 5 月 26 日～ 6 月 16 日
- ( 7 ) 調査機関 株式会社エスピー研
- ( 8 ) 有効回収数（率） 1,587（52.9%）

### 3. 調査の内容

平成 28 年度 市政に関する世論調査は、10 の項目について調査した。

調査項目	設問番号
1 市や区に対する愛着や定住意識について	問 1 ～ 問 4
2 相模原市のイメージについて	問 5 ～ 問 6 - 1
3 淵野辺公園拡張整備について	問 7 ～ 問 8
4 土木施設へのネーミングライツ導入について	問 9 ～ 問 10
5 歩道橋のあり方について	問 11 ～ 問 11 - 2
6 空き家問題について	問 12 ～ 問 13 - 2
7 自転車の安全利用について	問 14 ～ 問 18
8 図書館サービスについて	問 19 ～ 問 22 - 1
9 スポーツの観戦や支援について	問 23 ～ 問 24
10 情報化推進施策について	問 25 ～ 問 28
基本属性（年齢、居住地等）	F 1 ～ F 8

## 6 空き家問題について

### (1) 問題のある空き家の有無

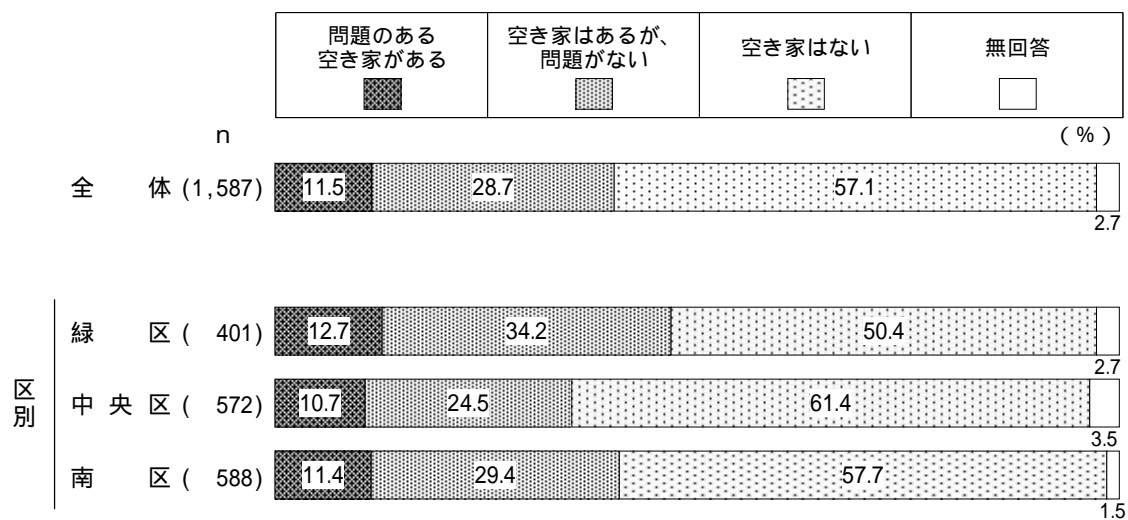
問 12 あなたの身近に問題のある空き家がありますか。( は1つ)

n = 1,587

1 問題のある空き家がある	11.5%	3 空き家はない	57.1%
2 空き家はあるが、問題がない	28.7%	(無回答)	2.7%

身近に問題のある空き家はあるかたずねたところ、「問題のある空き家がある」(11.5%)は1割を超えている。「空き家はあるが、問題がない」(28.7%)は3割近く、「空き家はない」(57.1%)が6割近くとなっている。

区別でみると、「空き家はあるが、問題がない」は緑区で3割半ばと高くなっている。「空き家はない」は中央区で6割を超えて高くなっている。



( 1 - 1 ) 空き家の具体的な問題

《問 12 で、「 1 問題のある空き家がある」とお答えの方へ》

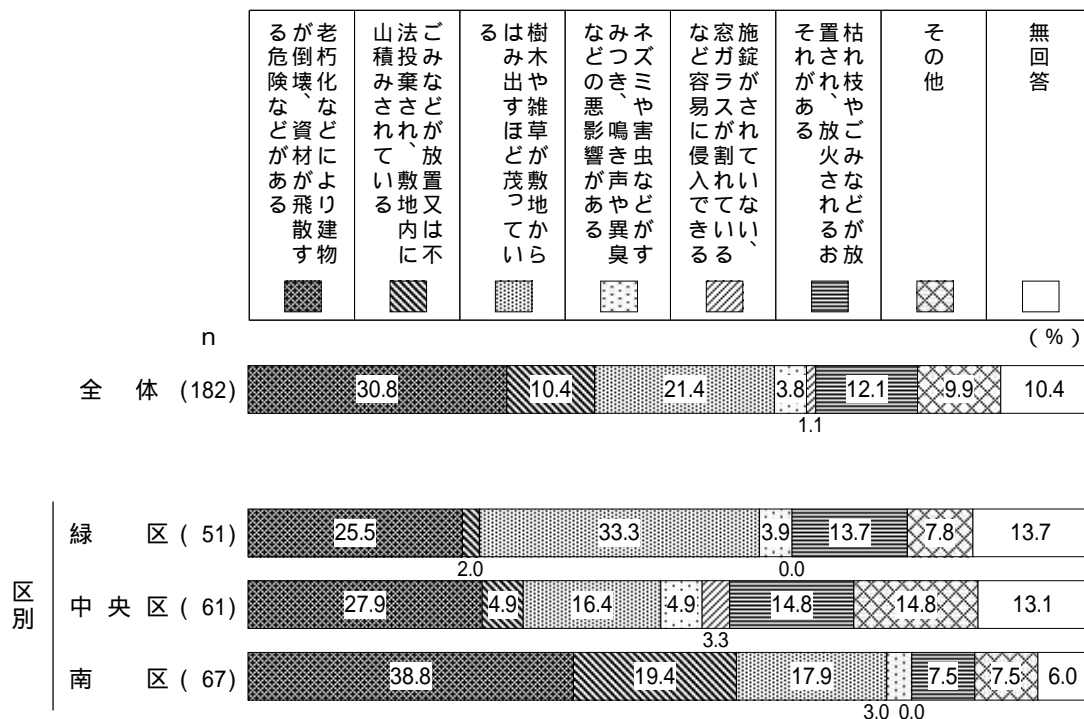
問 12 - 1 主にどのような問題のある空き家ですか。( は 1 つ )

n = 182

1	老朽化などにより建物が倒壊、資材が飛散する危険などがある	30.8%
2	ごみなどが放置又は不法投棄され、敷地内に山積みされている	10.4%
3	樹木や雑草が敷地からはみ出すほど茂っている	21.4%
4	ネズミや害虫などがすみつき、鳴き声や異臭などの悪影響がある	3.8%
5	施錠がされていない、窓ガラスが割れているなど容易に侵入できる	1.1%
6	枯れ枝やごみなどが放置され、放火されるおそれがある	12.1%
7	その他	9.9%
	( 無回答 )	10.4%

身近に「問題のある空き家がある」と答えた方に、どのような問題のある空き家かたずねたところ、「老朽化などにより建物が倒壊、資材が飛散する危険などがある」(30.8%)が約3割で最も高く、次いで、「樹木や雑草が敷地からはみ出すほど茂っている」(21.4%)、「枯れ枝やごみなどが放置され、放火されるおそれがある」(12.1%)、「ごみなどが放置又は不法投棄され、敷地内に山積みされている」(10.4%)と続いている。

区別で見ると、「老朽化などにより建物が倒壊、資材が飛散する危険などがある」は南区で4割近くと高くなっている。「樹木や雑草が敷地からはみ出すほど茂っている」は緑区で3割を超えて高くなっている。



( 1 - 2 ) 問題のある空き家に対してとった行動

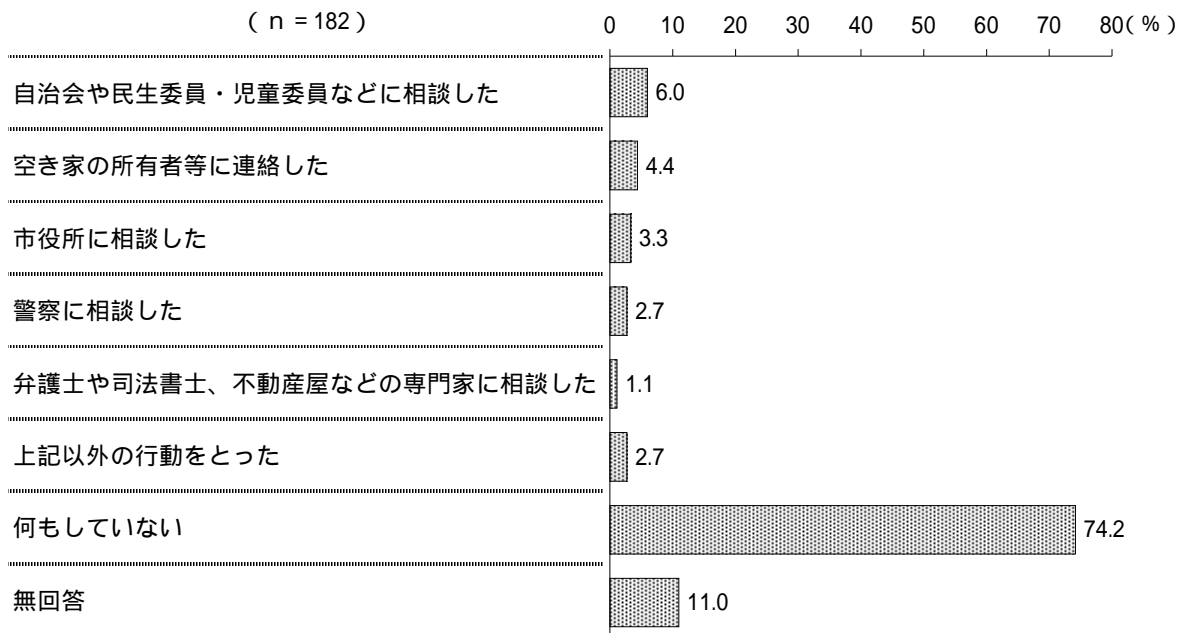
《問 12 で、「 1 問題のある空き家がある」とお答えの方へ》

問 12 - 2 問題のある空き家に対してどのような行動をとりましたか。( はいくつでも )

n = 182

1 市役所に相談した	3.3%
2 自治会や民生委員・児童委員などに相談した	6.0%
3 警察に相談した	2.7%
4 弁護士や司法書士、不動産屋などの専門家に相談した	1.1%
5 空き家の所有者等に連絡した	4.4%
6 上記 1 から 5 以外の行動をとった	2.7%
7 何もしていない	74.2%
( 無回答 )	11.0%

身近に「問題のある空き家がある」と答えた方に、問題のある空き家に対してどのような行動をとったかたずねたところ、「何もしていない」(74.2%) が7割半ばで最も高くなっている。行動をとった人の中では、「自治会や民生委員・児童委員などに相談した」(6.0%) が最も高く、次いで、「空き家の所有者等に連絡した」(4.4%) と続いている。



( 2 ) 所有する空き家の有無

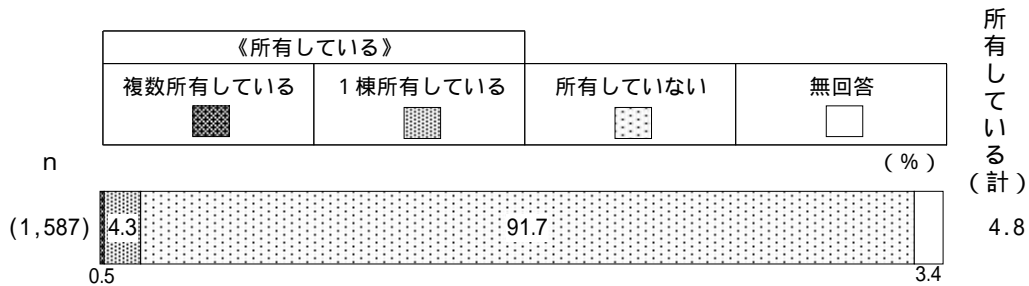
問 13 あなたやご親族は空き家（問題のある、なしに関わらず）を所有していますか。

（ は1つ）

n = 1,587

1	複数所有している	0.5%	3	所有していない	91.7%
2	1 棟所有している	4.3%		（無回答）	3.4%

あなたやご親族は空き家（問題のある、なしに関わらず）を所有しているかたずねたところ、「複数所有している」（0.5%）と「1 棟所有している」（4.3%）の2つを合わせた 所有している（計）（4.8%）は1割未満となっている。一方、「所有していない」（91.7%）が9割を超えている。





## ( 2 - 1 ) 空き家の今後の予定

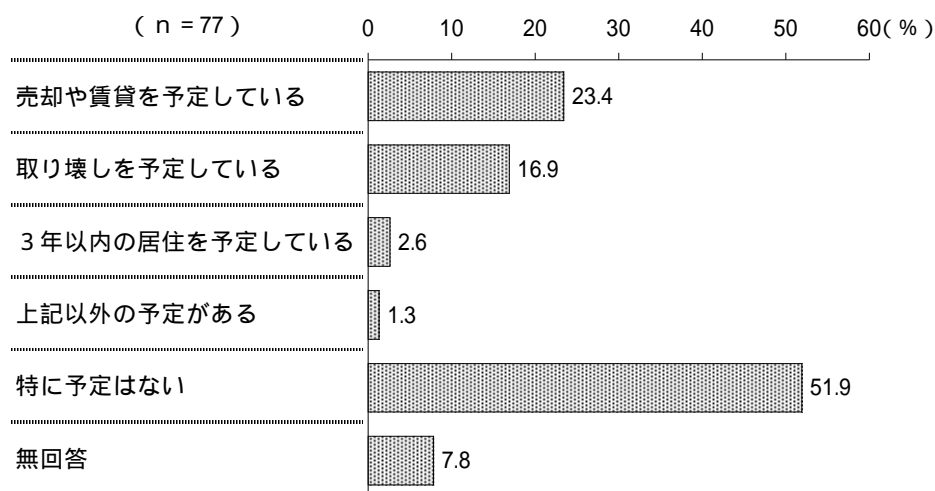
《問 13 で、「 1 複数所有している」または「 2 1 棟所有している」とお答えの方へ》

問 13 - 1 空き家の今後の予定は決まっていますか。( はいくつでも)

n = 77

1	3年以内の居住を予定している	2.6%
2	売却や賃貸を予定している	23.4%
3	取り壊しを予定している	16.9%
4	上記1から3以外の予定がある	1.3%
5	特に予定はない	51.9%
	(無回答)	7.8%

空き家を「複数所有している」または「1棟所有している」と答えた方に、空き家の今後の予定をたずねたところ、「特に予定はない」(51.9%)が5割を超えて最も高くなっている。予定がある人の中では、「売却や賃貸を予定している」(23.4%)が2割を超えて最も高く、次いで、「取り壊しを予定している」(16.9%)と続いている。



( 2 - 2 ) 所有する空き家で困っていることや不安を感じること

《問 13 で、「 1 複数所有している」または「 2 1 棟所有している」とお答えの方へ》

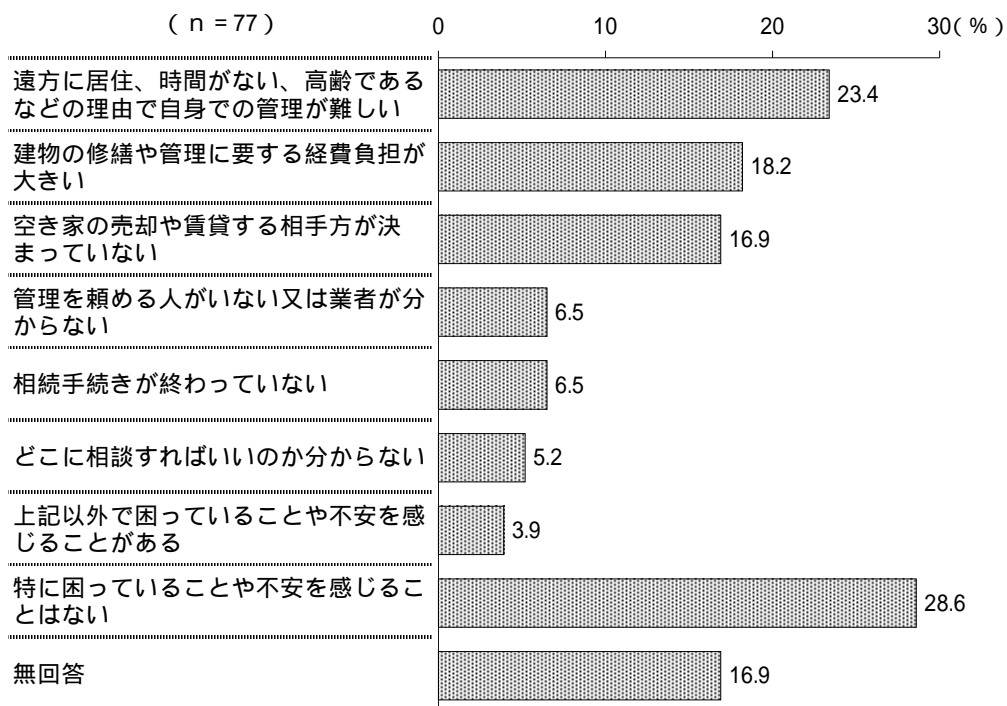
問 13 - 2 所有する空き家で困っていることや不安を感じることはありますか。

( はいいくつでも )

n = 77

1 遠方に居住、時間がない、高齢であるなどの理由で自身での管理が難しい	23.4%
2 建物の修繕や管理に要する経費負担が大きい	18.2%
3 管理を頼める人がいない又は業者が分からない	6.5%
4 空き家の売却や賃貸する相手方が決まっていない	16.9%
5 相続手続きが終わっていない	6.5%
6 どこに相談すればいいのか分からない	5.2%
7 上記 1 から 6 以外で困っていることや不安を感じることもある	3.9%
8 特に困っていることや不安を感じることはない	28.6%
( 無回答 )	16.9%

空き家を「複数所有している」または「1 棟所有している」と答えた方に、所有する空き家で困っていることや不安を感じることをたずねたところ、「特に困っていることや不安を感じることはない」(28.6%) が 3 割近くで最も高くなっている。また、困っていることや不安を感じることもある人の中では、「遠方に居住、時間がない、高齢であるなどの理由で自身での管理が難しい」(23.4%) が 2 割を超えて最も高く、次いで、「建物の修繕や管理に要する経費負担が大きい」(18.2%) 「空き家の売却や賃貸する相手方が決まっていない」(16.9%) と続いている。

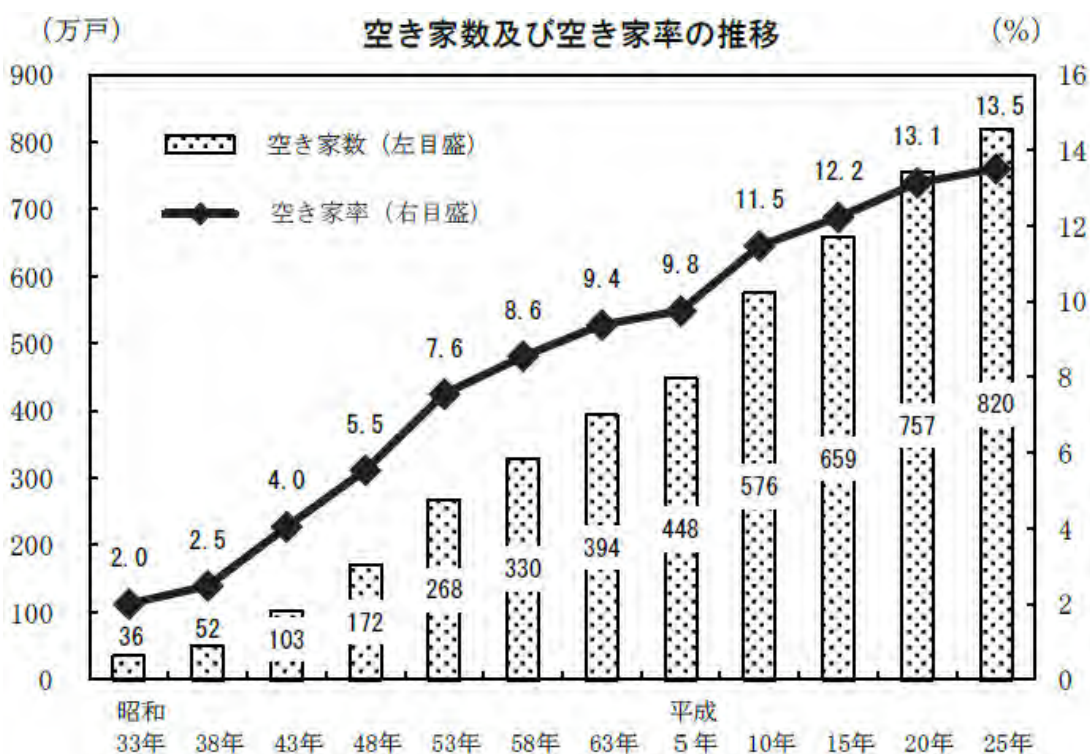


## 空家等の状況

### 1 住宅・土地統計調査における空家等の状況

全国の空家等の状況については、平成25年住宅・土地統計調査によると、昭和33年に全国で36万戸であった空き家（共同住宅の一室なども含めた人が居住していない住宅で、空家法に規定する空家等とは異なります。）は、その後も増加を続け、平成25年には820万戸と約23倍に膨れ上がっています。

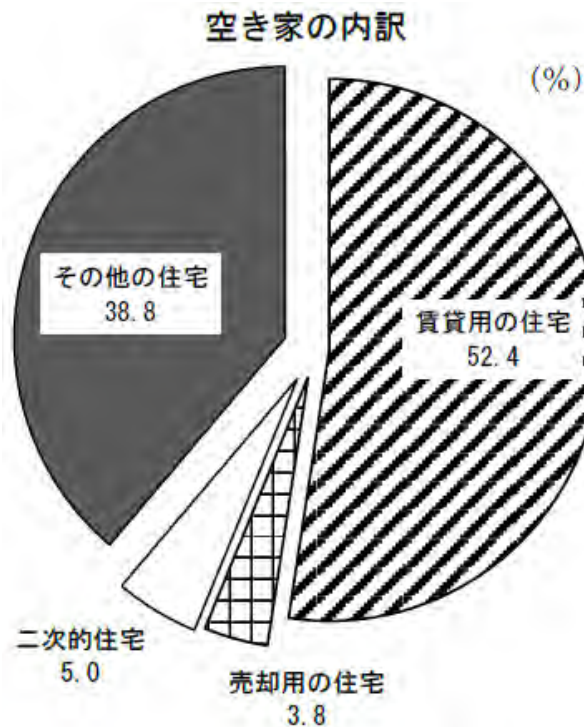
また、総住宅数に占める空き家の割合も増加を続け、昭和33年には2.0%でしたが、平成25年には13.5%にまで上昇しています。



住宅・土地統計調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況などの実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに国が行う調査です。

本調査は、抽出調査であり、この数値は、平成25年10月1日を調査日とし、市町村の人口規模別に抽出した約21万の調査区（約350万戸・世帯）を対象に調査票などにより回答を得た数値の推計値となっています。

平成25年の空き家の内訳は、「賃貸用の住宅」が429万戸と全体の半分ほどを占め、「売却用の住宅」が31万戸、「二次的住宅」が41万戸、「その他住宅」が318万戸と全体の38.8%となっています。



#### 用語の解説

賃貸用の住宅...新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅...新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

二次的住宅...別荘、その他

- ・別荘 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
- ・その他 ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

その他の住宅...上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

(注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)

## 2 本市の状況

本市の空家等の状況について、前回の平成20年住宅・土地統計調査では33,540戸であった空き家が、平成25年の調査では35,920戸と増加傾向にあります。また、総住宅数に占める空き家の割合も、前回調査の10.4%から10.6%に0.2%増加しています。

平成20年住宅・土地統計調査 (戸)

地 域	総 住 宅 数	空 き 家	総数との割合
全 国	57,586,000	7,567,900	13.1%
相模原市	320,990	33,540	10.4%

平成20年は指定都市移行前であり、各区の数値はない。

平成25年住宅・土地統計調査 (戸)

地 域	総 住 宅 数	空 き 家	総数との割合
全 国	60,628,600	8,195,600	13.5%
相模原市	337,640	35,920	10.6%
緑 区	77,980	8,500	10.9%
中 央 区	124,160	13,010	10.5%
南 区	135,490	14,410	10.6%

各区の数値は四捨五入しているため、各区の合計は相模原市の数値とは必ずしも一致しない。

本市の空き家35,920戸の内訳として、別荘などの「二次的住宅」が980戸、「賃貸・売却用の住宅」が24,790戸、「その他の住宅」が10,150戸となっています。

平成28年度相模原市空家等対策計画施策取組状況報告書

発行日 平成30年1月

発行者 相模原市

編集 相模原市市民局交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8229 FAX：042-757-2941